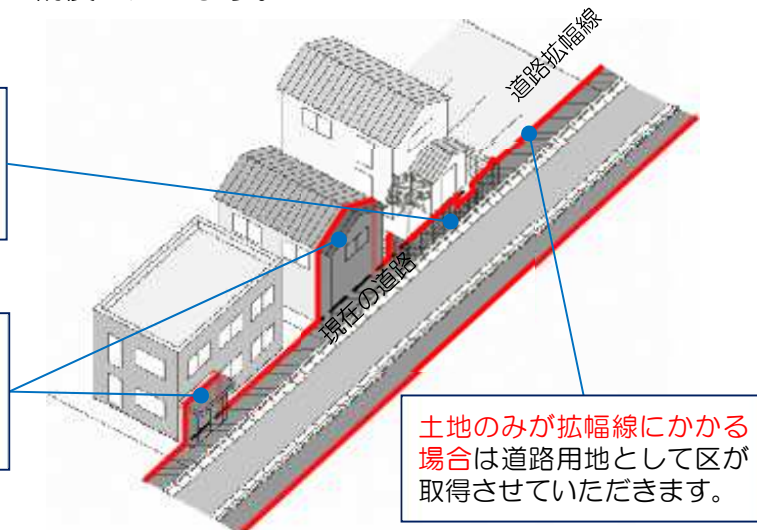


用地取得・補償等の基本的な考え方

拡幅整備にご協力いただける場合、現在の道路や拡幅する道路の線（道路拡幅線）、土地や建物等の状況に応じて、以下の考え方により用地取得・補償いたします。

門・扉等に拡幅線がかかる場合は物件等の調査をもとに、門・扉等の撤去移設等に必要な費用を基準に基づいて補償し、道路用地として区が取得させていただきます。

建物が拡幅線にかかる場合は建物等調査をもとに、移転又は改築をしていただくための方法を検討し、その方法に応じて必要な費用を基準に基づいて補償し、道路用地として区が取得させていただきます。



※敷地の広さ、建物等の配置、構造、利用形態によって補償内容は異なります。

密集事業に関する一般的な質問

- Q. 事業には必ず協力しなければならないのでしょうか？
- A. 密集事業は、防災街区整備地区計画における地区防災道路を、幅員6mの道路に拡幅整備する事業です。皆さまのご理解とご協力を得ながら進めてまいります。時限的な事業であるため、全ての方にご協力いただけない場合もございます。
- Q. 土地や建物等に対して、どこまで影響するか知りたいのですが。
- A. 事業にご理解いただいたうえで、測量や調査をさせていただき、その結果をお知らせします。

密集事業に関する問い合わせ先等

堀切二丁目周辺及び四丁目地区の密集事業は、平成28年度から独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構）と協働で取り組んでいます。ご質問・ご相談などがございましたら、下記までお気軽にお問い合わせください。

- 堀切まちづくり事務所（拡幅整備に伴う用地取得や生活再建に関するご相談等の窓口）
住所：葛飾区堀切2-66-15 フジモビル2F（2ページ参照）

<p>街に、ルネサンス</p> <p>UR 都市機構</p>	<p>独立行政法人都市再生機構（UR 都市機構） 東日本都市再生本部 密集市街地整備第二課 担当 出口・林原・西村（電話番号：5671-2401）</p>
<p>葛飾区</p>	<p>葛飾区 都市整備部 都市計画課 密集地域整備第三係 【区役所4階】 担当 若林・関・金子（電話番号：5654-8599）</p>

堀切四丁目地区防災まちづくり

主要生活道路1号線

沿道ニュース

創刊号



発行：葛飾区 都市整備部 都市計画課

沿道ニュース創刊号について

堀切四丁目地区においては、東京都の不燃化特区に指定され、密集事業[※]と防災街区整備地区計画を活用した「燃え広がらない・燃えないまちづくり」を進めております。

主要生活道路1号線沿線の皆さまを対象として、事業や計画、今後の道路拡幅に関する内容をお伝えするため、「沿道ニュース」を創刊することといたしました。

※正式には「密集住宅市街地整備促進事業」といいます。

燃え広がらない・燃えないまちづくりを目指して

不燃化特区指定区域では、以下の代表的な3つの取り組みにより、燃えにくいまちづくりの推進を図っています。

災害につよいまちづくり

主要生活道路の整備



※イメージ

安全な避難路となり、消防車や緊急車が通れる防災道路を整備します。

公園・広場の整備



※イメージ

火災の延焼拡大を食い止める空地として整備します。

老朽化住宅の建替え支援



震災が起こっても、燃えにくい建物への建替え等を促進支援します。

密集事業の事業期間 **平成27年4月から令和7年3月まで（予定）**

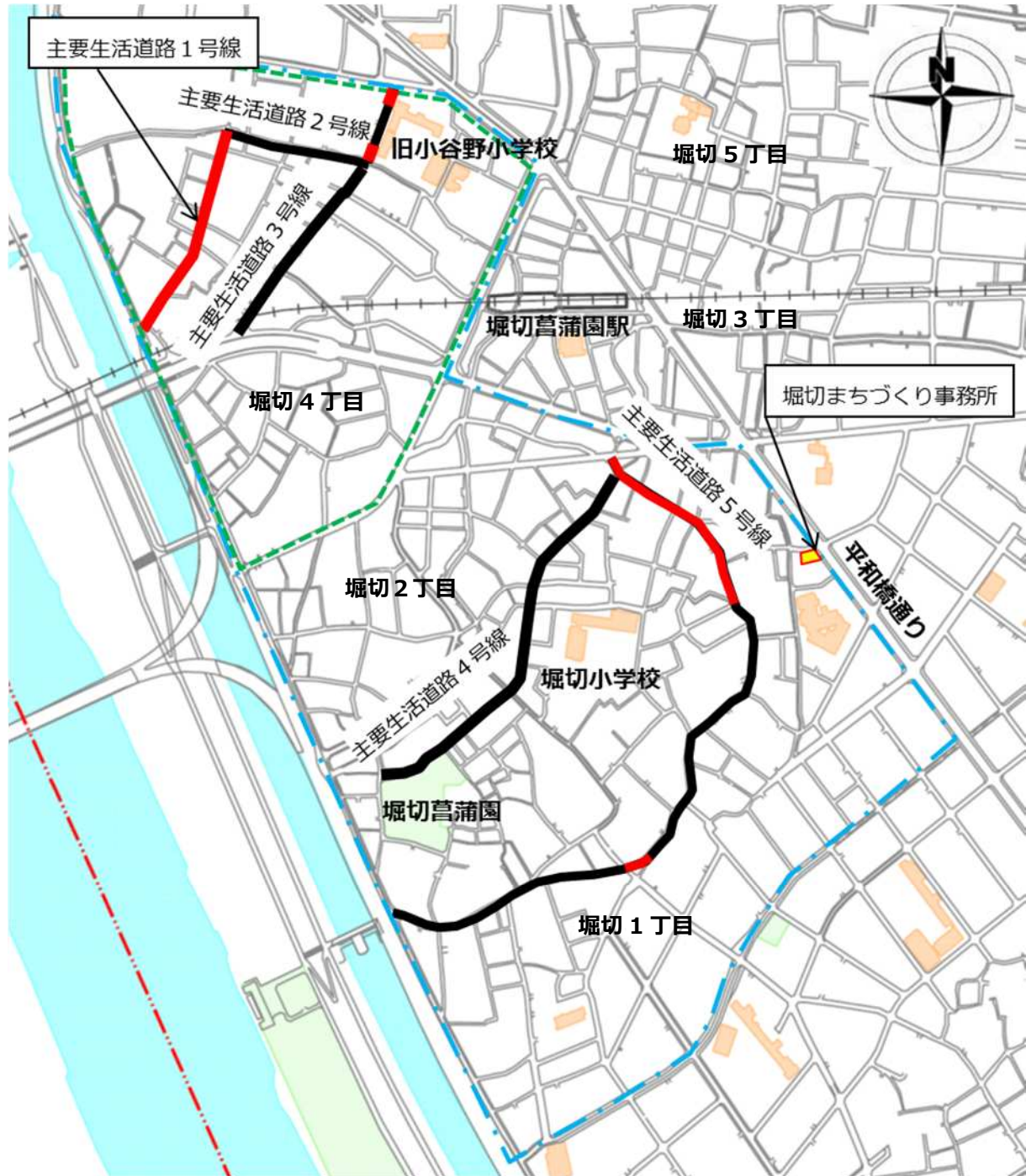
今後のスケジュール **令和5年4月頃** に事業説明会を予定しております。
（詳細につきましては、3ページをご覧ください。）

堀切四丁目地区におけるまちづくり

堀切四丁目地区を含む不燃化特区では、密集事業を導入し、公園や道路などの公共施設の整備、不燃化建替え促進等によるまちづくりを進めています。

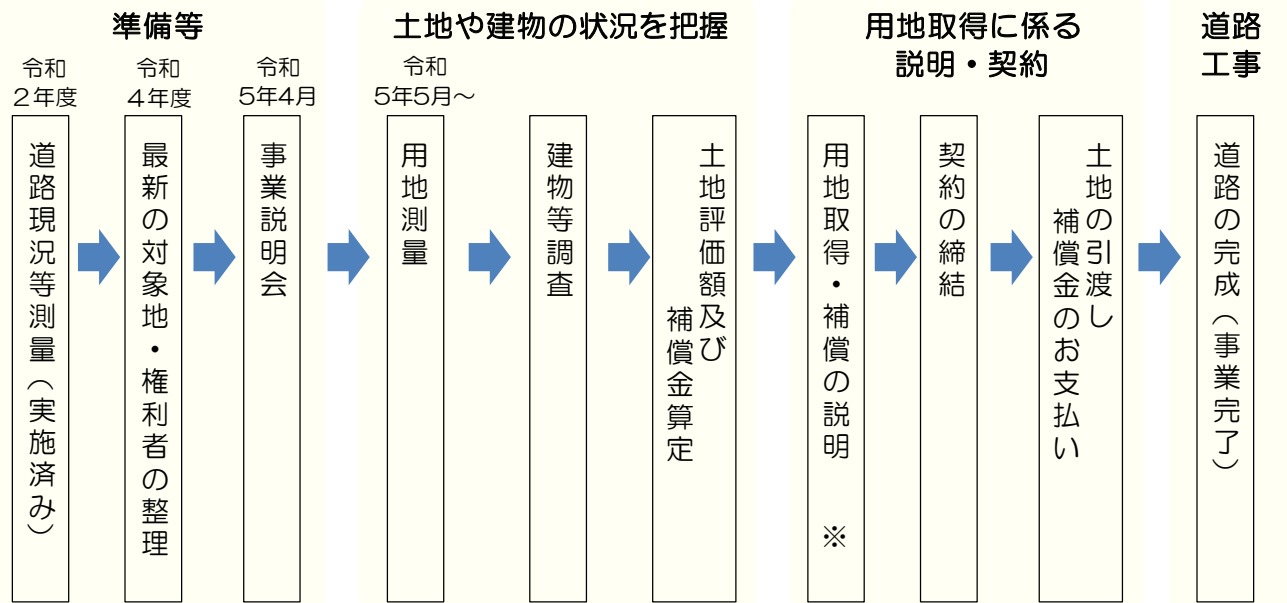
密集事業では、地区防災道路として定められた主要生活道路のうち、特に下図の赤線の箇所を重点的に6mへの道路拡幅を計画しています。

今回、沿道ニュースを配布させていただいた皆さまは、主要生活道路1号線沿線に土地や建物等を所有されておりますので、今後、道路拡幅に向けたご協議をさせていただきたく、よろしくお願い致します。



- 不燃化特区指定区域 (密集事業導入区域)
- 堀切4丁目地区
- 主要生活道路 (幅員6m以上)
- 拡幅整備予定区間 (幅員6m未満の箇所)

6m道路への拡幅における道路整備までの進め方



令和5年の事業説明会を行った後、道路拡幅に係る土地の状況を把握するために、『用地測量』を実施します。測量後の建物等調査、用地取得・補償の説明、契約の締結等の手続きにつきましては、皆さまへのご説明や意見交換を行いながら進めていきます。

※ 皆さまそれぞれの生活再建築などを検討しながら、次の手順に進むかどうか判断をしていただきます。そのため、上記の進め方、時期はお一人お一人異なります。

主要生活道路1号線の道路現況等の測量を行いました。

令和2年度に、主要生活道路1号線の現在の位置や、道路沿いにある建物等の位置を測量するため、現況・路線測量を実施し、現況平面図を作成しました。



用地測量にご協力をお願いします。

実施内容：買収させていただく道路用地について、関係者の方々と立会いのうえ、隣接する土地との境界を調査し、土地の面積を計測するものです。

実施期間：令和5年度～令和6年度



左図にて、Aさんの土地境界立ち合いを行う場合は、Bさん、Cさんだけではなく、Dさん、Eさんにも立ち合いをお願いすることになります。

なお、立会い当日にて、境界に誤りがないときには、立合証明書にご確認の記名・押印をお願いします。

- 確認する境界 (筆境)
- 境界点 (立合いをお願いする点)
- 道路拡幅線との境界点